

山形県公立大学法人評価委員会条例

平成20年10月14日

山形県条例第48号

山形県公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

山形県公立大学法人評価委員会条例

(設置)

第1条 県が設立する公立大学法人の業務の実績に関する評価等を行わせるため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会として、山形県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、規則で定めるところにより処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。